

セーフティネット保証 1 号の概要

1. 制度概要

- 民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者（指定事業者）に対し売掛金債権等を有していることにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で100%保証を行う制度。

2. 認定基準

次のいずれかに該当すること

- ① 指定事業者に対し50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有すること
- ② 指定事業者に対し50万円未満の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、当該指定事業者との取引依存度が20%以上であること。

3. 内容

① 対象資金：経営安定資金

② 保証割合：100%保証

③ 保証限度額：無担保8,000万円、普通 2 億円（別枠）

④ 保証人：原則第三者保証人は不要

【一般保証限度額】

普通保証 2 億円以内

無担保保証 8,000万円以内

【別枠保証限度額】

普通保証 2 億円以内

無担保保証 8,000万円以内